

令和 7 年度

瑞浪北中学校いじめ防止基本方針

はじめに

平成 29 年 3 月に国の「いじめ防止対策推進法」（以下「法」）、同年 8 月に「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的方針」、平成 30 年 1 月「瑞浪市いじめ防止基本方針」が改定された。

この三つの改定の趣旨を踏まえ、本校として「瑞浪北中学校いじめ防止基本方針」を策定し、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針及び対策等を以下に示す。

1 いじめ防止のための基本的な考え方

(1) 基本理念

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が、好ましい人間関係を構築し楽しく豊かな学校生活を送ることができること、いじめのない学校をつくることを願い、「瑞浪北中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- 学校、学級内のいじめを許さない雰囲気をつくる
- 生徒、教職員の人権意識を高める
- 校内に、生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする温かな人間関係を築く
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する
- いじめ問題について、保護者・地域、関係機関との連携を深める

(2) いじめの定義と認知

いじめとは、「本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等、一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」参照）

- ・いじめとは、いじめられた生徒の「心身の苦痛」である。
- ・いじめの認知にあたっては、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめられた生徒の心身に寄り添って行う。
- ・被害を受けた生徒が「いじめ」と感じたら、それは「いじめ」と考える。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止・対策委員会」を活用して組織的に行う。
- ・いじめの中には、犯罪行為として通り扱われるべきものがある。これらについては道徳的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

(3) いじめの特質

いじめはいじめられた者の心の中にある「心の傷」をつくる

- ① いじめは、目に見えにくいものである
- ② いじめは、人に相談しにくいものである
- ③ いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうるものである
- ④ いじめの態様は、冷やかしからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様である
- ⑤ いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがある
- ⑥ 「観衆」や「傍観者」と呼ばれる第三者が関係していることがある
- ⑦ いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわる

(瑞浪市「いじめ『克服』のために」参照)

(4) いじめの種類（文部科学省の分類による）

- ① 冷やかしか・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 【言葉】
- ② 仲間はずれ、集団による無視 【仲間はずし】
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする 【軽度暴力】
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 【暴力】
- ⑤ 金品をたかられる 【恐喝】
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 【悪戯】【盗難】【損壊】
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 【脅迫】【侮辱】【強要】
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 【誹謗中傷】【個人情報漏洩】【名誉毀損】
- ⑨ その他

(文部科学省の分類参照)

(5) いじめ防止のための市の三原則と本校の構え

【瑞浪市三原則】（教師の基本姿勢）

- ① 教師がいじめに正面から向き合う
 - ・ 教師は日常から児童生徒の表情や様子に最新の注意を払う
 - ・ いじめを発見したときには、教師が積極的に介入し、いじめ解決の先頭に立つ
 - ・ 事実と真正面から立ち向かい、その解決に向けて組織的に取り組む
- ② いじめを複雑化・深刻化させない
 - ・ 子どもの言動を「いやがらせ」や「けんか」などと考えて対応を先送りにしたり、指導や見届けのタイミングを逸したりしない
 - ・ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる「重大事態」にまで進行する前にいじめを断固阻止する
- ③ 早期発見・早期対応・早期解決をめざす
 - ・ 児童生徒のささいな変化やサインを見逃さない
 - ・ 特に、いじめは大人が気付きにくい形で行われることを十分に認識する
 - ・ 発見した場合は、素早くスピードをもって対応する



【本校の8箇条】

- ① いじめは見えにくいものが多いということを心得る
- ② いじめは訴えがあれば、いじめと考えて対応する
- ③ いじめられた側に寄り添う
- ④ スピード感をもって、具体的な対応の手をうつ
- ⑤ 学校として組織的に対応する
- ⑥ いじめ対応の基本は、いじめる側への指導である
- ⑦ 犯罪行為には、警察等と綿密な連携をとる
- ⑧ 解決した後も引き続き見守る

(瑞浪市「いじめ『克服』のために」参照)

2 校内体制（いじめ防止・対策委員会）について

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止などに関する措置を実効的に行うために、当該の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

(1) 校内いじめ防止・対策委員会の設置

構成メンバー：校長・教頭・主幹教諭、生徒指導主事・学年主任・関係担任・養護教諭（必要に応じて、SCやS相）

校長【総責任者】：①方針の明確化 ②組織の活性化 ③校内研修の充実
教頭 ④保護者面接（必要な場合） ⑤外部機関・SC・S相との連携
⑥マスコミ対応
主幹教諭：①情報の集約 ②指導、支援の指示
生徒指導 ③生徒指導（事情聴取、説諭） ④保護者面接（必要に応じて）
学年主任：①担任のフォローアップ ②生徒指導（事情聴取、説諭）
③保護者対応（連絡、事情説明、家庭訪問） ④保護者面談
⑤アフターフォロー（解決後の生活の見届け、学年全体への指導）
担任：①いじめの早期発見・事実確認 ②管理職・対策委員会への報告
③生徒指導（事情聴取、説諭） ④保護者対応（連絡、事情説明、家庭訪問）
⑤保護者面談 ⑥アフターフォロー
養護教諭：①生徒来室状況や会話などの情報提供
②欠席状況の把握と情報提供
SC、S相：①必要に応じて、被害・加害生徒への面談・教育相談
②対応等に対する助言や支援 ③生徒の状況把握と情報提供
※その他必要に応じて、民生児童委員、市福祉課、子ども相談センター、医療機関、警察等の参加を要請する

(2) 委員会の役割

- ・本校で生じたいじめ問題への対応・協議
- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、保護者へのいじめ防止啓発等

に関すること

- ・生徒の日常生活を複数の目で把握することによる、いじめの芽の早期発見

(3) いじめへの対応

- ・いじめの事実が報告されたら、直ちに「いじめ防止・対策委員会」を招集
- ・事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議を行い、迅速に指導開始
- ・担任や学年任せにせず、学校全体組織で対応
- ・全職員に事実を伝え、共通認識、共通行動で指導

(4) 校内研修の計画・実施

- ・教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修の計画、実施

3 いじめを未然に防止するために

(1) 生徒に対して

日頃から、生徒に対して、「いじめをしない・許さない」という心を育てる指導を下記のように進めていく。

- ① 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくりを推進する
 - ・集団内で役割を担い達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや、温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりに取り組む。
- ② 規範意識の向上と自己指導能力の育成を図る
 - ・規範意識を醸成し、「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させる。学校のルールをきちんと守る生活指導を通して、自己指導能力の育成を図る。
- ③ 「わかる授業づくり」と学習の「基礎・基本」の定着を図る
 - ・生徒の心と生活の安定のために、「わかる授業」をし、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感をもたせる学習指導を行う。
- ④ 生命や人権を大切にする指導を行う
 - ・道徳教育や人権教育の充実を図ると共に、学校教育全体を通して、体験的な活動などを交えながら、命を大切にする心や思いやりの心を育む。
- ⑤ 情報リテラシーや情報モラルの育成を図る
 - ・生徒や保護者に対し、通信や講演会、懇談会等を通して、積極的に啓発して、情報リテラシーや情報モラルの向上に取り組む。
- ⑥ いじめ問題に立ち向かう意識の向上を図る
 - ・学校教育全体を通して、「いじめは決して許されないこと」「いじめを受けたら誰かに相談すること」「いじめを見たら先生や友達に知らせること」「いじめを知らせることは悪いことではないこと」「学校は安全・安心な生活のために、あなたたちを守ること」を、継続的に指導する。

(2) 学校全体として

「いじめをさせない・見逃さない・許さない」という基本方針で
「いじめ」を発見したら毅然とした態度で

- ① いじめ防止に取り組む方針の明確化と公表
 - ・「いじめに対して学校としてどう取り組むのか」という方針の明確化と、生徒、保護者への説明の実施（HP、通信、懇談会等を利用）
 - ・全職員での方針の共通理解（職員研修の実施）

- ・情報が確実に把握できる体制の整備

② 全職員の危機意識の向上

- ・アンテナを高く張り、いじめの芽やいじめを察知、発見できる職員
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処など、いじめ問題についての理解を深める職員（瑞浪市「いじめチェック24」、瑞浪市「いじめ『克服』のために」の活用など）
- ・高い人権感覚を身につけた職員（資質向上委員会）

③ 気になることを見逃さず、お互いに伝え合う職員集団

- ・日常的な情報共有
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や、学年ならびに同僚の職員の協力要請など、複数職員での把握と指導
- ・気になること（アンケート調査結果など）の迅速な情報共有

（３）保護者・地域に対して

- 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だよりなどによる広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- 生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校だよりや授業参観日の懇談会、評議員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。
- 情報端末機器を活用する場合のルールやモラルについての啓発や研修を行い、「ネットいじめ」の予防を図る。

（瑞浪市「いじめ『克服』のために」参照）

4 いじめを早期発見するために

① 校内連携体制の充実 【組織・体制としての状況把握】

- ・小さいいじめのサインを見逃さないきめ細かな情報交換
情報集約担当者（生徒指導主事）にどんな小さな事案でも報告する。
- ・SC、S相、学業支援員等との協力体制の整備（情報交換・役割分担）
- ・全職員（事務職員や校務員も含め）での情報把握

② 共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】

- ・生徒の立場に立った人間味ある温かい指導
- ・生徒一人一人とのふれ合い
- ・自分や仲間のよさを伝え合い、お互いの存在を認め合う指導

③ アンケート調査等の効果的な実施や保護者との連携【心の状態を把握する方途】

- ・年間を通したアンケートの実施
学校独自「生活アンケート」を年間3回実施
市「いじめアンケート」と兼ねて「心のアンケート」を4回実施、
ハイパーQUアンケート2回実施
- ・「教育相談週間」を設置し、生徒一人一人との個別の面談を実施
- ・保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼

5 いじめ発見後の早期対応のために

＊「確かな初動対応が決め手」とであると認識し指導する

＊自分だけで解決できると過信しない（抱え込まない）対応を行う

① 「いじめ防止・対策委員会」へ報告

- ・「からかい」や「けんか」も含め、いじめの疑いがある場合は緊急事態の意識をもち、報告を最優先する。
- ・情報提供者への配慮を行う。

② 対応体制の確立

- ・校長（教頭、主幹教諭、生徒指導）を中核に、事態に応じて柔軟な対応体制を確立する。
- ・事実関係把握までの手順、役割分担、内容を明確にした正確な事実把握を行う。

③ 事実関係の把握

- ・聞き取るべき内容（5W（いつ・どこで・誰が・何を・なぜ）1H（どのように））、留意する内容を確認する。
- ・被害者、加害者、関係者（傍観・観衆者）を個別に同時進行で事情聴取を行う。
- ・聞き取り中に随時情報を交換し、ズレや秘匿を減らし全体像を把握する。

④ 対応方針の決定

- ・被害者の安全や保護を最優先にし、緊張度を確認する。
- ・いつ・だれが・どのように対応するのかを決定。全教職員に周知し、迅速な対応をする。

⑤ 確かな初動対応

- ・情報が本人、保護者からの提供の場合やケガ、破損などではっきりしている場合は、即日対応を行う。
- ・即日、保護者に学校の動きを確実に伝達。可能な限り家庭訪問（主任、担任）を実施する。

6 いじめを確実に解決するために

① 被害者・保護者に対して

＊徹底して被害者の立場に立って対応する

- ・最も信頼関係がある教職員が対応する。
- ・「最後まで絶対に守る」という、被害者・保護者への意思表示をする。
- ・被害者の意向に合わせ、安心して学校生活が送れる具体的なプランを提案する。
- ・心のケアや登下校・休み時間等の見守りを継続する。
- ・解決後、保護者に経過等を定期的に報告する。（アフター・ケア）

② 加害者・保護者に対して

＊いじめを行った動機や気持ちにしっかり目を向けさせ、今後の生活についても前向きに取り組む意欲づくりを行う

- ・行為に対し、正面から向き合わせ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと冷静に説諭する。
- ・被害者と認識の違いがあることを踏まえ対応する。
- ・加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、その点については、共感的に理解し、ストレスを軽減する。
- ・保護者には事実を伝え、協力関係を構築する。
- ・相手の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を熟考する。
- ・解決後もしばらくは保護者に経過の定期的な報告をする。

③ 観衆・傍観者に対して

＊いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気付かせる指導をする

- ・いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ指導を行う。
- ・全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成する。

④ P T Aや保護者、地域との連携

＊生徒の幸せにつながる信頼関係を構築し、協力・連携し、温かい目で見守る意識がもてるようする

- ・必要に応じて、いじめについて情報などを提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるよう連携強化を図る。
- ・情報交流、意見交流の場を設け、一層の連携強化を図る。

7 いじめの解消

＊次の2つの要件が満たされていることをもって、「いじめが解消している」こととする。

①「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）」が少なくとも3か月以上は止んでいること

②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

8 他機関との連携について

（１）S C、S相との連携

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、子どもたちの悩みや不安等の相談
- ・保護者の相談、カウンセリングの実施
- ・校内対策委員会への助言と支援
- ・外部機関とのパイプ役

（２）瑞浪市教育委員会との連携

- ・いじめの事実を確認した場合…瑞浪市教育委員会への連絡・連携
→迅速な対応
- ・いじめが長期化している場合…瑞浪市教育委員会への経過報告、支援の依頼
→対応

（３）医療機関、東濃子ども相談センター・市福祉課、主任児童委員、S S Wとの連携

- ・非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるケースについては、様々な外部機関と連携を図り、専門的な角度から総合的な判断と対応を依頼
- ・他機関との継続的な連携による問題解決

（４）警察署との連携

- ・犯罪性が高いいじめについては、警察と連携して対応
- ・被害者救済、二次被害防止、再発防止の徹底

（５）民生児童委員との連携

- ・民生児童委員会への本基本方針の説明、いじめ対策、現状について情報提供、地域がつかんだいじめに関わる情報を収集

9 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4 月	・入学式、PTA総会などで「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・学校報、HP等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度の実態と対応等） ・生徒向け情報モラル講演の実施	「方針」の確認
5 月	・第1回ハイパーQUアンケート実施 ・第1回「こころのアンケート（無記名式）」の実施 ・第1回「いじめ・不登校防止対策委員会」の実施	
6 月	・学校運営協議会などで「方針」説明 ・第1回「学校生活アンケート」の実施 ・教育相談週間の実施 ・保護者向け情報モラル講演の実施	
7 月	・情報モラル「きめて守ろう、わが家のルール」の啓発 ・職員会（夏休み前いじめ防止・対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8 月	・職員研修（ネットいじめを含めた研修、教育相談研修） ・校内「いじめ・不登校防止対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） ・ハイパーQUアンケートの結果分析	夏季休業の指導
9 月	・ホームページ等による取組経過等の報告 ・宿泊研修における指導のポイントと留意点の確認 ・第2回「こころのアンケート（無記名式）」の実施	
10 月	・学年会にていじめ防止・対策の取組について中間交流 ・第2回「学校生活アンケート」の実施 ・第2回学校運営協議会	
11 月	・第2回ハイパーQUアンケートの実施 ・第3回「こころのアンケート（無記名）の実施」 ・人権集会「ひびきあいの日」に向けての取組（「あったかい言葉がけ運動等）	
12 月	・人権集会「ひびきあいの日」の実施 ・第2回「学校評価アンケート」の実施 ・第2回「いじめ・不登校防止対策委員会」の実施	第2回県いじめ調査 冬季休業の指導
1 月	・職員会（冬休み前までいじめ・不登校防止対策の取組の振り返り） ・第4回「こころのアンケート（無記名）」の実施 ・教職員による次年度の取組計画	
2 月	・第3回学校運営協議会 ・生徒会の取組のまとめ	
3 月	・第3回「学校生活アンケート」 ・次年度への引き継ぎ	問題行動調査 （県の調査を兼ねる）

10 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

11 情報の保存について

- ① アンケート原本（データ可）の保存期間は、当該生徒が卒業するまでとする
- ② アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする

12 重大事態への対応

（1）重大事態とは

以下の疑いがある場合、「重大事態」と認定し、慎重かつ迅速に対応する。

- ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いとは次のケースを想定される。

ア. 自殺を企画した場合	イ. 身体に重大な障がいを負った場合
ウ. 金品等に重大な被害を被った場合	エ. 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・「相当の期間」については、年間30日を目安とする。
 - ・ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記の目安にかかわらず、瑞浪市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申し立てがあったとき
 - ・その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして瑞浪市教育委員会に報告する。

（2）重大事態の報告

- ・学校は、日々案件が発生した場合には、直ちに瑞浪市教育委員会に報告する。

（3）重大事態の調査

① 重大事態の調査主体について

- ・調査の主体は、学校か瑞浪市教育委員会である。ただし、次の場合は、瑞浪市教育委員会の判断により、「瑞浪市いじめ問題調査委員会」を招集し調査を実施する。

ア．学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合
イ．学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

② 調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、学校又は瑞浪市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを踏まえて行う。
- ・学校は、事実としっかり向き合う。
- ・学校は、瑞浪市教育委員会に対して積極的に資料を提供する。
- ・学校は、瑞浪市教育委員会会議における十分な協議を経た調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・生徒の自殺という事態が起こった場合は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証する。遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

① 情報を提供する際の留意事項について

- ・学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告について

調査結果について、学校は瑞浪市教育委員会に報告する。